



山形県公報

平成19年4月13日(金)
第1832号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する  
規則.....(みどり自然課)...634

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する  
規則.....(健康福祉企画課)...643

### 訓 令

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令...(みどり自然課)...644

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行手続の一部を改正する  
訓令.....(健康福祉企画課)... 同

### 告 示

平成15年6月県告示第640号(特別保護地区内における鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定)の一部改正.....(みどり自然課)... 同

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...645

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....( 同 )... 同

生活保護法による指定介護機関の指定.....( 同 )... 同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(最上総合支庁福祉課)... 同

指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....( 同 )...646

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)... 同

障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....( 同 )... 同

介護保険法による調査員養成研修を行う者の指定.....(長寿社会課)...647

昭和41年4月県告示第421号(山形県農作物奨励品種)の一部改正.....(生産技術課)... 同

昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正.....( 同 )... 同

山形県繭生産改善推進施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程.....( 同 )...648

山形県養蚕新興団地育成模範施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程.....( 同 )... 同

山形県養蚕主産地集団営農推進事業補助金交付規程を廃止する規程.....( 同 )... 同

山形県蚕業広域近代化施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程.....( 同 )... 同

山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....(庄内総合支庁水産課)...649

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)... 同

土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)... 同

同.....( 同 )...650

同.....( 同 )... 同

同.....(最上総合支庁農村計画課)... 同

同.....( 同 )... 同

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の公表.....(森 林 課)...651

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体..... 同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量.....652

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ...655

正 誤

規 則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年 4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第67号

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則 (昭和54年 8月県規則第49号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第11号中「第 7 条第 9 項」を「第 7 条第10項」に改める。

第 3 条中「第 7 条第10項及び第11項」を「第 7 条第11項及び第12項」に改める。

第 4 条中「第 7 条第12項及び第13項」を「第 7 条第13項及び第14項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第12条第 5 項及び法第14条第 3 項」を「第12条第 6 項及び法第14条第 4 項」に改める。

別記様式第 1 号中

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 銃器を使用する場合は、<br>鉄砲所持許可証の番号及<br>び交付年月日 |  |
|--------------------------------------|--|

を

|                                                 |  |            |
|-------------------------------------------------|--|------------|
| 狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日 |  | に改め、同様式の注書 |
| 銃器を使用する場合は、<br>猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日            |  |            |

を同様式の注書第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 1 申請日以前 5 年の間に愛がんのための飼養を目的として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を、愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等欄に記載すること。

別記様式第 1 号の別紙中

|            |
|------------|
| 所持許可<br>番号 |
|------------|

を

|              |
|--------------|
| 所持許可<br>証の番号 |
|--------------|

に改める。

別記様式第 2 号中「主たる事務所の名称」を「名称」に改め、同様式の別紙中

|            |
|------------|
| 所持許可<br>番号 |
|------------|

を

「

|              |
|--------------|
| 所持許可<br>証の番号 |
|--------------|

に改める。」

別記様式第3号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第11項において準用する同法第9条第2項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第15条」に改め、同様式の別紙中「所持許可番号」を「所持許可証の番号」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

電話番号

職 業

氏 名

(記名押印又は署名)

生年月日

年 月 日生

### 特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等承認申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により、特定猟具使用制限区域内における捕獲等の承認を受けたいので、下記により申請します。

#### 記

- 1 使用しようとする特定猟具の種類
- 2 捕獲等をしようとする特定猟具使用制限区域の名称
- 3 捕獲等を行おうとする年月日 年 月 日

- (注) 1 この申請書は、捕獲等を行おうとする日の14日前までに提出すること。  
2 狩猟者登録証の写しを添付すること。

別記様式第7号(表)を次のように改める。

様式第 7 号

( 表 )

| 整理番号                                                                                                                                                                                              |                           |                   |         |     |       |                            |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------|---------|-----|-------|----------------------------|------------|
| 狩 獵 免 許 申 請 書                                                                                                                                                                                     |                           |                   |         |     |       | 写真添付欄                      |            |
| 山形県知事 殿                                                                                                                                                                                           |                           |                   |         |     |       | 縦3.0センチメートル<br>横2.4センチメートル |            |
| 年 月 日                                                                                                                                                                                             |                           |                   |         |     |       |                            |            |
| 住 所                                                                                                                                                                                               | (郵便番号) (電話番号)             |                   |         |     |       | 県証紙ちょう付欄                   |            |
| ふりがな                                                                                                                                                                                              |                           |                   |         |     |       |                            |            |
| 氏 名                                                                                                                                                                                               | (記名押印又は署名)                |                   |         |     |       |                            |            |
| 生年月日                                                                                                                                                                                              | 年 月 日 生                   |                   |         |     |       |                            |            |
| <p>下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持の許可(免許の種類欄の にレ印を付し、番号に 印を付す。)</p> |                           |                   |         |     |       |                            |            |
| 網猟免許                                                                                                                                                                                              | 1 網                       | わな猟免許             |         |     |       | 2 わな                       |            |
| 第 1 種<br>銃 猟 免 許                                                                                                                                                                                  | 3 ライフル銃                   | 猟銃・空気銃<br>所持許可証番号 | 第 号     |     | 交付年月日 | 年 月 日                      |            |
|                                                                                                                                                                                                   | 4 散弾銃                     |                   |         |     |       |                            |            |
|                                                                                                                                                                                                   | 5 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む) |                   |         |     |       |                            |            |
| 第 2 種<br>銃 猟 免 許                                                                                                                                                                                  | 6 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む) |                   |         |     |       |                            |            |
| 免許の種類                                                                                                                                                                                             | 狩猟免状の番号                   | 試験の結果             | 適 性 試 験 |     |       | 知 識<br>試 験                 | 技 能<br>試 験 |
|                                                                                                                                                                                                   |                           |                   | 視 力     | 聴 力 | 運動能力  |                            |            |
| 網 猟 免 許                                                                                                                                                                                           | 第 号                       |                   |         |     |       |                            |            |
| わな猟免許                                                                                                                                                                                             | 第 号                       |                   |         |     |       |                            |            |
| 第 1 種<br>銃 猟 免 許                                                                                                                                                                                  | 第 号                       |                   |         |     |       |                            |            |
| 第 2 種<br>銃 猟 免 許                                                                                                                                                                                  | 第 号                       |                   |         |     |       |                            |            |

別記様式第7号(裏)中

- 「2 (1)の「銃砲所持許可番号」及び「許可年月日」の欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。 を
  - 3 太枠欄内は、記載しないこと。 」
  - 「2 太枠欄内は、記載しないこと。 」に改める。
- 別記様式第8号から別記様式第10号までを次のように改める。

様式第8号

(表)

| 整理番号                                                                                                                                                            |                           |                   |         |                                     |          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------|---------|-------------------------------------|----------|
| 狩猟免許更新申請書<br>山形県知事 殿                                                                                                                                            |                           |                   |         | 写真添付欄<br>縦3.0センチメートル<br>横2.4センチメートル |          |
| 住所                                                                                                                                                              | (郵便番号) (電話番号)             |                   |         | 年 月 日                               |          |
| ふりがな                                                                                                                                                            |                           |                   |         |                                     | 県証紙ちょう付欄 |
| 氏名                                                                                                                                                              | (記名押印又は署名)                |                   |         |                                     |          |
| 生年月日                                                                                                                                                            | 年 月 日 生                   |                   |         |                                     |          |
| 下記のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。<br>記<br>(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持の許可(免許の種類欄の にレ印を付し、番号に 印を付す。) |                           |                   |         |                                     |          |
| 網猟免許                                                                                                                                                            | 1 網                       | わな猟免許             |         | 2 わな                                |          |
| 第1種銃猟免許                                                                                                                                                         | 3 ライフル銃                   | 猟銃・空気銃<br>所持許可証番号 | 第 号     |                                     |          |
|                                                                                                                                                                 | 4 散弾銃                     |                   |         |                                     |          |
|                                                                                                                                                                 | 5 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む) | 交付年月日             | 年 月 日   |                                     |          |
| 第2種銃猟免許                                                                                                                                                         | 6 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む) |                   |         |                                     |          |
| 免許の種類                                                                                                                                                           | 狩猟免状の番号                   | 講習会               | 適性試験の結果 |                                     |          |
|                                                                                                                                                                 |                           |                   | 視力      | 聴力                                  | 運動能力     |
| 網猟免許                                                                                                                                                            | 第 号                       |                   |         |                                     |          |
| わな猟免許                                                                                                                                                           | 第 号                       |                   |         |                                     |          |
| 第1種銃猟免許                                                                                                                                                         | 第 号                       |                   |         |                                     |          |
| 第2種銃猟免許                                                                                                                                                         | 第 号                       |                   |         |                                     |          |

(裏)

(2) 更新しようとする狩猟免許(該当する免許の にレ印を付すこと。)

| 免許の種類   | 狩猟免許を交付した<br>都道府県知事名 | 狩猟免状の番号 | 交付年月日 |
|---------|----------------------|---------|-------|
| 網猟免許    | 知事                   | 第 号     | 年 月 日 |
| わな猟免許   | 知事                   | 第 号     | 年 月 日 |
| 第1種銃猟免許 | 知事                   | 第 号     | 年 月 日 |
| 第2種銃猟免許 | 知事                   | 第 号     | 年 月 日 |

(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免許の種類

記載上の注意事項

- (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を で囲むこと。
- 太枠欄内は、記載しないこと。

様式第9号

(表)

| 整理番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                               | 登録番号           |                            |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|----------------------------|---------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                               | 狩猟免許           |                            |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                               | 損害の賠償          |                            |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                               | 放鳥獣猟区の区域の登録の有無 |                            |         |
| 狩猟者登録申請書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                               |                | 写真添付欄                      |         |
| 山形県知事 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                               |                | 縦3.0センチメートル<br>横2.4センチメートル |         |
| 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                               |                |                            |         |
| 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (郵便番号) (電話番号)                                 |                | 県証紙ちょう付欄                   |         |
| ふりがな                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                               |                |                            |         |
| 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (記名押印又は署名)                                    |                |                            |         |
| 生年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 年 月 日生                                        |                |                            |         |
| <p>下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟者登録の種類( にレ印を付す。) 使用する猟具の種類(番号に 印を付す。) 免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類( にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。</p> <p>なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の にレ印を付す。)</p> |                                               |                |                            |         |
| 納税済印欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                               |                |                            |         |
| 狩猟者登録の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 猟具の種類                                         | 都道府県知事名        | 交付年月日                      | 狩猟免状の番号 |
| 網猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1 網                                           | 知事             | 年 月 日                      | 第 号     |
| わな猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2 わな                                          | 知事             | 年 月 日                      | 第 号     |
| 第1種銃猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 3 ライフル銃<br>4 散弾銃<br>5 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む) | 知事             | 年 月 日                      | 第 号     |
| 第2種銃猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 6 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む)                     | 所持する免許の種類      |                            |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                               | 第1種銃猟免許        | 第2種銃猟免許                    |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                               | 知事             | 年 月 日                      | 第 号     |



(裏)

|                                                           |                      |               |         |             |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|---------------|---------|-------------|
| (2) 狩猟をしようとする場所                                           |                      |               |         |             |
| 1 山形県の区域全部                                                |                      | 2 放鳥獣猟区の区域    |         |             |
| (3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。) |                      |               |         |             |
| 免許の効力の停止の有無                                               | 有・無                  | 停止の期間         | 年 月 日から | 年 月 日まで     |
| (4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)            |                      |               |         |             |
| 第1種銃猟免許                                                   | ライフル銃                | 猟銃・空気銃所持許可証番号 | 第 号     | 交付年月日 年 月 日 |
|                                                           | 散弾銃                  |               |         |             |
| 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)                                      |                      |               |         |             |
| 第2種銃猟免許                                                   | 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む) |               |         |             |
| (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項                  |                      |               |         |             |
| 共済事業                                                      | 法人名                  | 対象損害          | 給付額     | 被共済の期間      |
| 損害保険契約                                                    | 保険会社名                | 対象損害          | 保険金額    | 被保険期間       |
| 資産保有                                                      |                      |               |         |             |
| (6) 職業                                                    |                      |               |         |             |
| 1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者                         |                      |               |         |             |
| 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者                       |                      |               |         |             |
| 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者                         |                      |               |         |             |
| 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業                        |                      |               |         |             |
| 14 無職                                                     |                      |               |         |             |
| 記載上の注意事項                                                  |                      |               |         |             |
| 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。                      |                      |               |         |             |
| 2 (1)及び(2)は、該当番号を で囲むこと。                                  |                      |               |         |             |
| 3 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を で囲むこと。                    |                      |               |         |             |
| 4 太枠欄内は、記載しないこと。                                          |                      |               |         |             |

様式第10号

(表)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                               |               |         |           |                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------|---------|-----------|----------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                               |               |         |           |                            |
| 登 録 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                               | 狩 猟 免 許       |         | 損 害 の 賠 償 |                            |
| 放鳥獣猟区の区域<br>の登録の有無                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                               |               |         |           |                            |
| 整 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                               | 変 更 登 録 申 請 書 |         |           | 写 真 添 付 欄                  |
| 山形県知事 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                               | 年 月 日         |         |           | 縦3.0センチメートル<br>横2.4センチメートル |
| 住 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (郵便番号) (電話番号)                                 |               |         |           |                            |
| ふりがな                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                               |               |         |           | 県証紙ちょう付欄                   |
| 氏 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (記名押印又は署名)                                    |               |         |           |                            |
| 職 業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                               |               |         |           |                            |
| 生年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年 月 日 生                                       |               |         |           |                            |
| 変更しようとする狩猟者登録証の番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 第 号                                           |               |         |           | 納税済印欄                      |
| 変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 年 月 日                                         |               |         |           |                            |
| <p>下記のとおり、変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 変更登録を受けようとする狩猟者登録の種類( にレ印を付す。) 使用する猟具の種類(番号に 印を付す。) 免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類( にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。</p> <p>なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の にレ印を付す。)</p> |                                               |               |         |           |                            |
| 狩猟者登録の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 猟具の種類                                         | 都道府県知事名       | 交付年月日   | 狩猟免状の番号   |                            |
| 網猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1 網                                           | 知事            | 年 月 日   | 第         | 号                          |
| わな猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2 わな                                          | 知事            | 年 月 日   | 第         | 号                          |
| 第1種銃猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 3 ライフル銃<br>4 散弾銃<br>5 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む) | 知事            | 年 月 日   | 第         | 号                          |
| 第2種銃猟免許に係る登録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 6 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む)                     | 所持する免許の種類     |         |           |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                               | 第1種銃猟免許       | 第2種銃猟免許 |           |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                               | 知事            | 年 月 日   | 第         | 号                          |

(裏)

|                                                           |                         |               |                 |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|-----------------|
| (2) 狩猟をしようとする場所                                           |                         |               |                 |
| 1 山形県の区域全部                                                | 2 放鳥獣猟区の区域              |               |                 |
| (3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。) |                         |               |                 |
| 免許の効力の停止の有無                                               | 有・無                     | 停止の期間         | 年 月 日から 年 月 日まで |
| (4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)            |                         |               |                 |
| 第1種銃猟免許                                                   | ライフル銃                   | 猟銃・空気銃所持許可証番号 | 第 号 交付年月日 年 月 日 |
|                                                           | 散弾銃                     |               |                 |
| 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む)                                   |                         |               |                 |
| 第2種銃猟免許                                                   | 空気銃<br>(圧縮ガスを使用するものを含む) |               |                 |
| 記載上の注意事項                                                  |                         |               |                 |
| 1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。                       |                         |               |                 |
| 2 (1)及び(2)は、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は無記入とすること。           |                         |               |                 |
| 3 (1)及び(2)は、該当番号を で囲むこと。                                  |                         |               |                 |
| 4 太枠欄内は、記載しないこと。                                          |                         |               |                 |

別記様式第11号中 「 印」 を 「 (記名押印又は署名)」 に、「第7条第10項、第11項」を「第7条第11項、第12項」に、「第7条第12項、第13項」を「第7条第13項、第14項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月16日から施行する。

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第68号

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の施行に関する規則(昭和58年11月県規則第57号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県臨床検査技師等に関する法律の施行に関する規則

第1条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律( )」を「臨床検査技師等に関する法律( )」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第3項中「山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の施行に関する規則」を「山形県臨床検査技師等に関する法律の施行に関する規則」に改め、同項第1号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項第4号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

## 訓 令

山形県訓令第22号

総合支庁

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続（平成8年1月県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第3条」を「第4条」に改め、同条第5号中「法」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に改める。

第3条第2号及び第4号中「銃猟禁止区域、銃猟制限区域」を「特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月16日から施行する。

山形県訓令第23号

健康福祉部

保健所

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行手続の一部を改正する訓令

山形県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行手続（昭和63年3月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県臨床検査技師等に関する法律施行手続

第2条第1項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第409号

平成15年6月県告示第640号（特別保護地区内における鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月16日から施行する。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

第4項中「第1条各号」を「第2条各号」に改め、同項第7号中「第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者が行うその事業」を「第120条第1項に規定する認定電気事業通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業」に改め、同項第8号中「国立学校設置法(昭和24年法律第150号)の第3章の3」を「国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項」に改める。

## 山形県告示第410号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称                  | 指定医療機関の所在地          | 指定年月日      |
|----------------------------|---------------------|------------|
| 医療法人徳洲会<br>新庄徳洲会訪問看護ステーション | 新庄市大字鳥越字駒場4623      | 平成19. 3. 1 |
| 多 田 医 院                    | 西村山郡朝日町大字宮宿2305番地 2 | 同 3.20     |

## 山形県告示第411号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地          | 廃止年月日      |
|-----------|---------------------|------------|
| 門 脇 医 院   | 最上郡最上町大字向町591番地 3   | 平成18. 4. 5 |
| 多 田 医 院   | 西村山郡朝日町大字宮宿2305番地 2 | 同 11.21    |

## 山形県告示第412号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地                   | 指定年月日      |
|--------------|----------------------------------|------------------------------|------------|
| アーク調剤薬局      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 山形市大字千手堂字大門97番3号             | 平成19. 3. 8 |
| グループホーム 薬師温泉 | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 東置賜郡川西町大字西大塚字横道<br>1354番地13号 | 同 4. 1     |

## 山形県告示第413号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社羽根沢<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | ケアサポート24訪問介護<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | 訪問介護      | 平成19. 3.31 |

## 山形県告示第414号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社羽根沢<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | ケアサポート24訪問介護<br>最上郡鮭川村大字中渡1315番地2 | 介護予防訪問介護    | 平成19. 3.31 |

## 山形県告示第415号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                           | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日      |
|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人仁慈の会<br>米沢市吾妻町4番25号             | グループホームあづま<br>米沢市吾妻町5番3号              | 共同生活援助         | 平成19. 4. 1 |
| 社会福祉法人ゆい三友<br>東置賜郡高畠町大字高畠455番地7       | 太陽の家<br>東置賜郡高畠町大字高畠455番地7             | 就労継続支援B型       | 同          |
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号          | デイケアサポートにじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号        | 生活介護           | 同          |
| 独立行政法人国立病院機構米沢病院<br>米沢市大字三沢26100番地の10 | 独立行政法人国立病院機構米沢病院<br>米沢市大字三沢26100番地の10 | 短期入所           | 同          |
| 特定非営利活動法人あすなるの会<br>米沢市窪田町窪田1400番地     | あすなる在宅介護サービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1400番地    | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同          |
| 米沢市<br>米沢市金池五丁目2番25号                  | 米沢市立ひまわり学園<br>米沢市中央六丁目1番45号           | 児童デイサービス       | 同          |

## 山形県告示第416号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                  | 指定年月日    |
|-----------------------------------|------------------------------|----------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | サポートセンターおきたま<br>長井市台町4番24号   | 平成19.4.1 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | サポートセンターあずさ<br>米沢市中央一丁目9番25号 | 同        |

## 山形県告示第417号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の7第4項の規定により、調査員養成研修を行う者を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 調査員養成研修を行う者の名称 | 調査員養成研修を行う者の所在地 | 指定年月日    |
|----------------|-----------------|----------|
| 山形県国民健康保険団体連合会 | 山形市松波四丁目1番15号   | 平成19.4.1 |

## 山形県告示第418号

昭和41年4月県告示第421号(山形県農作物奨励品種)の一部を次のように改正する。

平成19年4月13日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 水稻の項に次の1項を加える。

コシヒカリ(平成19年)

新潟県立農事試験場(現新潟県農業試験場)において農林22号を母とし、農林1号を父として交配し、福井県立農事試験場(現福井県農業試験場)において選抜し、育成した品種である。

出穂期は、はえぬきより8日程度遅い晩生種であり、長稈(かん)中間型で、耐倒伏性は弱い。

葉いもち病及び穂いもち病抵抗性は弱く、耐冷性は極めて強く、穂発芽性は中である。

収量性ははえぬきより低く、玄米の色沢はやや濃く、食味は良好である。

平坦地帯で、生育期の気温が十分に確保できる地域に適する。

## 4 小麦の項を次のように改める。

## 4 削除

## 山形県告示第419号

昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部を次のように改正する。

平成19年4月13日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 水稻の項コシヒカリ(平成9年)はなの舞(平成16年)及びどまんなか(平成16年)の項を削る。

## 13 りんごの項に次の1項を加える。

秋陽(しゅうよう)(平成19年)

山形県立園芸試験場(現農業総合研究センター農業生産技術試験場)において、「陽光」と「千秋」を交配して育成した品種である。

果実は350グラム程度と大きく、収穫時期は9月下旬～10月上旬の中生である。

平坦地帯においても着色良好で外観に優れ、糖度、酸度ともに高く食味は濃厚である。

県内のりんご栽培地全域に適する。

## 30 ペレニアルライグラスの項ヤツナミ(平成12年)の項を削る。

## 31 アルファルファの項タチワカバ(平成2年)の項を削る。

## 41 そばの項をつぎのように改める。

## 41 削除

## 47 大豆の項スズクタカ（平成18年）の項を削る

## 山形県告示第420号

山形県繭生産改善推進施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県繭生産改善推進施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県繭生産改善推進施設設置事業補助金交付規程（昭和43年10月県告示第906号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、この規程による廃止前の山形県繭生産改善推進施設設置事業補助金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により補助金の交付を受けて取得した施設については、旧規程第7条の規定は、なおその効力を有する。

## 山形県告示第421号

山形県養蚕新興団地育成模範施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県養蚕新興団地育成模範施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県養蚕新興団地育成模範施設設置事業補助金交付規程（昭和46年8月県告示第1127号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、この規程による廃止前の山形県養蚕新興団地育成模範施設設置事業補助金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により補助金の交付を受けて取得した施設については、旧規程第7条の規定は、なおその効力を有する。

## 山形県告示第422号

山形県養蚕主産地集団営農推進事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県養蚕主産地集団営農推進事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県養蚕主産地集団営農推進事業補助金交付規程（昭和47年11月県告示第1700号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、この規程による廃止前の山形県養蚕主産地集団営農推進事業補助金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により補助金の交付を受けて取得した施設については、旧規程第7条の規定は、なおその効力を有する。

## 山形県告示第423号

山形県蚕業広域近代化施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県蚕業広域近代化施設設置事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県蚕業広域近代化施設設置事業補助金交付規程（昭和47年11月県告示第1738号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、この規程による廃止前の山形県蚕業広域近代化施設設置事業補助金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により補助金の交付を受けて取得した施設については、旧規程第7条の規定は、なおその効力を有する。



## 山形県告示第424号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成18年の知事管理の対象となる漁期及び数量

## 2 変更した内容

## (1) 変更前

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 23トン       |

## (2) 変更後

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 29トン       |

## 山形県告示第425号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名                 | 地区名 | 工事完了年月日    |
|---------------------|-----|------------|
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 亀岡  | 平成19年3月30日 |

## 山形県告示第426号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

成沢土地改良区

## 2 事務所の所在地

山形市蔵王成沢町浦619番地

## 3 認可年月日

平成19年4月5日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
平成19年4月5日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
東根市東部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東根市大字野川1326番地の5
- 3 認可年月日  
平成19年4月5日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番地3
- 3 認可年月日  
平成19年4月3日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
最上町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡最上町大字向町674
- 3 認可年月日  
平成19年4月3日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第431号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めた。

なお、「別紙」は省略し、農林水産部森林課において縦覧に供する。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成19年4月3日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成19年4月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        |
|----------|--------|----------|-------------------|
| 荒木春吉後援会  | 阿部嘉徳   | 長岡勇      | 寒河江市元町4-21-8      |
| 伊藤晃栄後援会  | 遠藤竹次   | 伊藤一俊     | 西置賜郡飯豊町大字椿1160    |
| 加藤喜エ門後援会 | 阿部勇一   | 加藤猛      | 米沢市笹野本町6841-1     |
| 仁科光悦後援会  | 須貝英弘   | 塩川義明     | 西置賜郡小国町大字尻無沢251-1 |
| 伊藤恒彦後援会  | 上野兼雄   | 伊藤一雄     | 鶴岡市砂川字前田72        |
| 岩崎かいち後援会 | 菅原清志   | 田良一      | 酒田市大川渡字五反割41      |
| 毛屋実後援会   | 守屋紀男   | 佐藤泰雄     | 酒田市本楯字南広面49-1     |
| 佐藤彰後援会   | 佐藤義晴   | 上野重和     | 鶴岡市下山添字中通160      |

|            |      |      |              |
|------------|------|------|--------------|
| 新館俊雄後援会    | 佐藤敏幸 | 遠田一喜 | 酒田市竹田字竹ノ下22  |
| 高橋つよし後援会   | 川井正司 | 阿部清  | 酒田市田沢字南田沢80  |
| 三浦洋一ネットワーク | 三浦洋一 | 三浦洋一 | 鶴岡市大山1-36-20 |

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成19年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成19年4月13日

山形県内水面漁場管理委員会  
会長 設楽作巳

平成 19 年度 増殖 数量 指示

| 増殖方法           |         | 移 殖 放 流 |    |             |       |     |     |     | 人工ふ化放流 |            |                        | 産 卵 場 造 成 等             |                       |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|----------------|---------|---------|----|-------------|-------|-----|-----|-----|--------|------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|-------|-------|---------------|-------|------------|-----|------|----|----|-------------|-----|---------------------------------|------------------------|--|
| 魚 種 名          | 免 許 番 号 | あ       | ゆ  | うぐい<br>(はや) | こ     | い   | ふ   | な   | うなぎ    | かじか        | さくらます<br>(やまめ)         | にじます                    | い                     | わ     | な     | もくず<br>が<br>に | ひめます  | やつめ<br>うなぎ | いわな | わかさぎ | あ  | ゆ  | うぐい<br>(はや) | かじか | やつめ<br>うなぎ                      | そ の 他                  |  |
| 漁 協 名          |         |         |    |             |       |     |     |     |        |            | 尾                      | 尾                       | 尾                     | 尾     | 尾     | 尾             | 尾     | 万粒         | 万粒  | 万粒   | 箇所 | 箇所 | 箇所          | 箇所  | 箇所                              |                        |  |
| 両 羽            | 内共第1号   |         |    |             |       |     |     | 30  |        |            | 稚魚 12,200              |                         |                       |       | 1,000 |               |       | 2,000      |     |      |    |    |             | 2   |                                 |                        |  |
| 県 南            | 内共第2号   | 300     |    | 30          |       |     |     | 210 | 15     |            | 稚魚 5,000               | 成魚 7,700                | 稚魚 22,000<br>成魚 5,000 |       |       |               |       |            | 3   | 600  |    |    | 7           | 1   |                                 | いわな2                   |  |
| 西 置 賜          | 内共第3号   | 600     |    |             |       |     |     | 100 | 10     |            | 稚魚 20,000              | 稚魚 3,000                | 稚魚 20,000             |       |       |               |       |            |     |      |    |    | 6           | 8   |                                 |                        |  |
| 最 上 川 一        | 内共第4号   | 900     |    | 50          |       |     |     | 20  | 10     | 2          | 稚魚 23,500              | 稚魚 1,500                | 稚魚 30,000             | 200   |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     | 1                               | こい1、さくらます(やまめ)1        |  |
|                | 内共第5号   |         |    |             |       | 10  | 10  |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|                | 計       | 900     |    | 50          |       | 10  | 30  | 10  | 2      | 稚魚 23,500  | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000               | 200                   |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     | 1                               | こい1、さくらます(やまめ)1        |  |
| 最 上 川 二        | 内共第6号   | 2,500   |    |             |       |     |     | 500 |        |            | 稚魚 35,000              | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000  | 成魚 5,000              | 400   |       |               |       |            |     | 100  |    |    | 5           | 2   | 5                               |                        |  |
|                | 内共第7号   |         |    |             |       | 200 | 150 |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|                | 内共第8号   |         |    |             |       | 200 | 150 |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|                | 内共第9号   |         |    |             |       |     |     |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               | 1,000 |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|                | 計       | 2,500   |    |             |       | 400 | 800 |     |        |            | 稚魚 35,000              | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000  | 成魚 5,000              | 400   | 1,000 |               |       |            |     | 100  |    |    | 5           | 2   | 5                               |                        |  |
| 丹 生 川          | 内共第10号  | 1,050   |    |             |       |     | 20  |     |        |            | 稚魚 16,000              | 稚魚 2,000                | 稚魚 5,000              | 500   | 1,000 |               |       |            |     |      |    |    | 7           | 6   |                                 |                        |  |
| 小 国 川          | 内共第11号  | 3,700   |    |             |       |     | 50  |     |        |            | 稚魚 47,000              | 稚魚 3,000                | 稚魚 13,000             | 1,000 |       |               |       |            |     |      |    |    | 9           | 7   | 7                               |                        |  |
|                | 内共第12号  |         |    |             |       |     | 50  | 5   |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|                | 計       | 3,700   |    |             |       |     | 100 | 5   |        |            | 稚魚 47,000              | 稚魚 3,000                | 稚魚 13,000             | 1,000 |       |               |       |            |     |      |    |    | 9           | 7   | 7                               |                        |  |
| 最 北 中 部        | 内共第13号  | 800     |    |             |       | 50  | 40  |     |        |            | 稚魚 30,000              | 稚魚 5,000                | 稚魚 42,000             | 1,000 |       |               |       |            |     |      |    |    | 2           | 2   | 2                               |                        |  |
|                | 内共第14号  |         |    |             |       |     | 10  |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|                | 計       | 800     |    |             |       | 50  | 50  |     |        |            | 稚魚 30,000              | 稚魚 5,000                | 稚魚 42,000             | 1,000 |       |               |       |            |     |      |    |    | 2           | 2   | 2                               |                        |  |
| 最 上            | 内共第15号  | 2,000   |    |             |       | 20  | 5   |     |        |            | 稚魚 52,000              |                         | 稚魚 15,000             | 3,300 |       |               |       |            |     |      |    | 4  | 11          | 2   | 2                               | いわな2                   |  |
| 最上川第八          | 内共第16号  | 250     |    |             |       | 20  | 15  |     |        |            | 稚魚 20,000              |                         | 稚魚 10,000             | 1,000 |       |               | 360   |            |     |      |    |    | 4           | 3   |                                 |                        |  |
| 赤 川            | 内共第17号  | 30      |    |             |       |     | 30  |     |        |            | 稚魚 11,000              |                         | 稚魚 7,000              | 500   |       |               |       |            |     |      |    |    | 2           |     | 2                               |                        |  |
|                | 内共第18号  | 420     |    |             |       |     | 20  |     |        |            | 稚魚 72,000              | 成魚 500                  | 稚魚 46,000             | 2,500 |       |               |       |            |     |      |    |    | 3           | 3   |                                 |                        |  |
|                | 内共第19号  |         |    |             |       |     |     |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               | 3,000 |            |     |      |    |    |             |     |                                 |                        |  |
|                | 計       | 450     |    |             |       |     | 50  |     |        |            | 稚魚 83,000              | 成魚 500                  | 稚魚 53,000             | 3,000 | 3,000 |               |       |            |     |      |    |    | 5           | 3   | 2                               |                        |  |
| 月 光 川 養        | 内共第20号  | 30      |    |             |       | 5   |     |     |        | 稚魚 13,000  |                        | 稚魚 13,000               | 1,500                 |       |       |               |       |            |     |      |    | 8  | 4           | 6   | 2                               |                        |  |
| 日 向 荒 瀬        | 内共第21号  | 380     |    |             |       | 10  |     |     | 3      | 稚魚 5,000   |                        | 稚魚 5,000                | 1,000                 |       |       |               |       |            |     |      |    | 7  | 2           | 2   | 2                               |                        |  |
| 山 戸            | 内共第22号  | 170     |    |             |       |     |     |     |        |            | 稚魚 5,000               |                         |                       | 800   |       |               |       |            |     |      |    | 3  | 5           | 5   | 5                               | いわな5                   |  |
| 温 海 町<br>内 水 面 | 内共第23号  | 110     |    |             |       |     |     |     |        |            | 稚魚 3,000               |                         | 稚魚 3,000              |       |       |               |       |            |     |      |    | 2  | 2           | 2   | 1                               | いわな1、さくらます(やまめ)2、にじます1 |  |
|                | 内共第24号  | 70      |    |             |       |     |     |     |        |            | 稚魚 3,000               |                         | 稚魚 3,000              |       |       |               |       |            |     |      |    | 2  | 2           | 2   | 2                               | いわな1、にじます1             |  |
|                | 内共第25号  | 70      |    |             |       |     |     |     |        |            | 稚魚 4,000               |                         | 稚魚 4,000              |       |       |               |       |            |     |      |    | 3  | 2           | 3   | 1                               | いわな2、にじます1             |  |
|                | 計       | 250     |    |             |       |     |     |     |        |            | 稚魚 10,000              |                         | 稚魚 10,000             |       |       |               |       |            |     |      |    | 7  | 6           | 7   | 4                               | いわな4、さくらます(やまめ)2、にじます3 |  |
| 小 国 町          | 内共第26号  | 700     |    |             |       |     |     | 10  |        | 稚魚 15,000  | 稚魚 5,000               | 稚魚 130,000              |                       |       |       |               |       |            |     |      |    | 6  | 6           |     |                                 |                        |  |
| 作 谷 沢          | 内共第27号  |         |    |             | 200   | 200 | 10  |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     | 400  |    |    |             |     |                                 | こい1、ふな1                |  |
|                | 内共第28号  |         |    |             | 150   | 100 |     |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     |      |    |    |             |     |                                 | こい1、ふな1                |  |
|                | 計       |         |    |             | 350   | 300 | 10  |     |        |            |                        |                         |                       |       |       |               |       |            |     | 400  |    |    |             |     |                                 | こい2、ふな2                |  |
| 合 計            |         | 14,080  | 80 | 810         | 1,745 | 80  | 5   |     |        | 稚魚 391,700 | 稚魚 44,500<br>成魚 19,200 | 稚魚 368,000<br>成魚 10,000 | 14,700                | 5,000 | 2,360 | 3             | 1,100 | 29         | 81  | 60   | 32 |    |             |     | いわな13、さくらます(やまめ)3、こい3、にじます3、ふな2 |                        |  |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 北日本木材資源リサイクル協会
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 隆
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市飯塚町字中河原1629 - 5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は地球環境の保全の為に、北日本地域の建設物の解体、ダムの流木、及び林道開発等から発生する廃木材のリサイクルに関する事業を行い、木材という視点からの循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

### 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤         | 正         |
|------------|-----------|-----|----|-----------|-----------|
| 平成19. 4. 1 | 号外(23)    | 2   | 28 | 管理者が定める職種 | 管理者が定める職務 |
| 同          | 同         | 同   | 31 | 職務及び割合    | 職員及び割合    |

平成19年4月13日印刷  
平成19年4月13日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056